

請求原因目録

番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
1-1	原告 A1	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「加藤さんという男性が当選に漏れて、社債を買ったならば、その社債を売ってくれないかとの話がある。」「1口20万円となっていて、買えば加藤さんが買い取ってくれるのもうかる。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G 被告 B9	平成25年10月20日	¥200,000	¥1,600,000	¥3,000,000	¥920,000	¥5,520,000
				平成26年2月25日	¥1,400,000				
1-2	原告 A2	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告及び同居する原告の夫に対し、電話にて「友愛ホームの社債を購入する権利を譲ってほしい」「原告の名前で1500万円の社債券を購入した」「契約が成立しお金が振り込まれている。口座差替えという手続きをとり、クーリングオフをしてもらえば解約できる」「口座差替えの手続きをとるために取引実績を作る必要がある」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G 被告 B9	平成25年10月8日	¥1,200,000	¥1,200,000	¥3,000,000	¥840,000	¥5,040,000

番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
1 - 3	原告 C	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「バイオエネルギー株式会社が債券の募集をしている。」「Cさんがバイオエネルギー社の債券を買ってくれば、うちが倍で買います。」「お金を取扱っている部署が違うので、ゆうパックで送ってください。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11 G 被告 B9	平成25年8月16日	¥200,000	¥8,000,000	¥3,000,000	¥2,200,000	¥13,200,000
				平成25年8月20日	¥800,000				
				平成25年8月26日	¥2,000,000				
				平成25年8月29日	¥1,000,000				
				平成25年9月4日	¥2,000,000				
				平成25年9月10日	¥2,000,000				
1 - 4	原告 A5	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「あなたのせいでネットバンキングで1千万円が宙に浮いてしまった。これは違法な取引だ。あなたを訴える。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11 G 被告 B9	平成26年5月15日	¥10,000,000	¥10,000,000	¥3,000,000	¥2,600,000	¥15,600,000



番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
1 - 5	原告 A6	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「3件ほど業者にあなたの名前が残っています。2件は取り消したのですが1件はお客様番号があるので消せませんでした」「名前を消すために、車いすをA6さんの名前で購入しました」「3000万円分の車いすを購入したことが問題になっています」「解決するには1000万円分の入居権を購入してもらう必要があります」「500万円で購入しないので送ってください」「やはり1000万円分の入居権を購入してもらわないといけません」「支払ってもらえればすぐに返します。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11 G 被告 B9	平成26年3月8日	¥5,000,000	¥8,000,000	¥3,000,000	¥2,200,000	¥13,200,000
				平成26年4月8日	¥3,000,000				
1 - 6	原告 A7	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「あなたの行為は名義貸しであり違法です。当社に出た損害を補償してもらうことになる。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11 G 被告 B10	平成25年11月26日	¥1,600,000	¥8,600,000	¥3,000,000	¥2,320,000	¥13,920,000
				平成25年11月29日	¥2,800,000				
				平成25年12月3日	¥1,600,000				
				平成25年12月11日	¥2,600,000				

番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
1-7	原告 A8	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「バイオエネルギー株式会社の社債を購入して下さい。」「A8さんが購入してくれた社債券は高値で買い取ってくれる相手が決まっているので安心して下さい。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G 被告 B9	平成25年8月12日	¥600,000	¥9,600,000	¥3,000,000	¥2,520,000	¥15,120,000
				平成25年8月16日	¥4,000,000				
				平成25年8月22日	¥5,000,000				
1-8	原告 A9	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「あなたの名義で2000万円が大阪のみずほ銀行心斎橋支店から送金されている」「名義貸しは罪になります」「600万円用意してください」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G 被告 B9	平成25年9月9日	¥6,000,000	¥12,000,000	¥3,000,000	¥3,000,000	¥18,000,000
				平成25年9月13日	¥6,000,000				



番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
1-9	原告 A10	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「友愛ホームの社債券を購入したいので権利を譲ってほしい」等述べた後、「代理購入は違法取引」「解消するには多額の現金が必要」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G 被告 B9	平成25年11月11日	¥2,000,000	¥7,600,000	¥3,000,000	¥2,120,000	¥12,720,000
				平成25年11月13日	¥1,000,000				
				平成25年11月15日	¥3,000,000				
				平成25年11月19日	¥1,600,000				
1-10	原告 D	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「あなたは老人ホームに入る権利があたった。その権利を譲ってもらえないか」「あなたの名前でお金が振り込まれているが、名義貸しではないか」「名義貸しは証券取引法違反なので、あなたの全ての預金が凍結される。口座凍結を解消するには1500万円が必要」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G 被告 B9	平成25年12月19日	¥5,000,000	¥11,200,000	¥3,000,000	¥2,840,000	¥17,040,000
				平成25年12月20日	¥1,000,000				
				平成25年12月24日	¥2,000,000				
				平成25年12月26日	¥3,200,000				

番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
1-11A	原告 A13	<p>右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、亡 V に対し、電話にて、三井住友キャピタルの田中を名乗り、「成寿園という会社が老人ホームを建設することになっている、亡 V がその老人ホームに関する債券を取得する権利を持っている、同債券の取得資金は上記三井住友キャピタルで用意でき、同人には迷惑をかけないので、同人が出資したことにして同債券を取得した後これを譲ってほしい」等の虚偽の事実を述べた上、成寿園の本田を名乗り、「出資金が三井住友キャピタル名義で振り込まれており、成寿園としては受け付けられないので、亡 V 名義で1000万円振り込んでもらう必要がある。これを拒否すると V さんは三井住友のグループと共謀して私の会社を騙していることとなります。このままでは現在契約している他のお客さんの賠償金も支払うこととなりますよ。警察に逮捕されますよ。裁判になりますよ。」等の虚偽の事実を申し向け、亡 V をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。</p> <p>&lt;相続&gt; V は、平成27年2月17日死亡し、その法定相続人は子である原告 A13 及び原告 A14 である。</p>	被告 B11  G 被告 B9	平成26年5月29日	¥8,000,000	¥8,000,000	¥3,000,000	¥1,100,000	¥6,600,000
1-11B	原告 A14	<p>右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、亡 V に対し、電話にて、三井住友キャピタルの田中を名乗り、「成寿園という会社が老人ホームを建設することになっている、亡 V がその老人ホームに関する債券を取得する権利を持っている、同債券の取得資金は上記三井住友キャピタルで用意でき、同人には迷惑をかけないので、同人が出資したことにして同債券を取得した後これを譲ってほしい」等の虚偽の事実を述べた上、成寿園の本田を名乗り、「出資金が三井住友キャピタル名義で振り込まれており、成寿園としては受け付けられないので、亡 V 名義で1000万円振り込んでもらう必要がある。これを拒否すると V さんは三井住友のグループと共謀して私の会社を騙していることとなります。このままでは現在契約している他のお客さんの賠償金も支払うこととなりますよ。警察に逮捕されますよ。裁判になりますよ。」等の虚偽の事実を申し向け、亡 V をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。</p> <p>&lt;相続&gt; V は、平成27年2月17日死亡し、その法定相続人は子である原告 A13 及び原告 A14 である。</p>	被告 B11  G 被告 B9			¥8,000,000	¥3,000,000	¥1,100,000	¥6,600,000



番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
1 - 12	原告 A15	<p>右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、架空会社である友愛ホーム株式会社のパンフレットと第2回新株引受権付社債申込書を送付した上、電話にて、太陽商事のアキモトを名乗り、「オレンジ色の封筒が届いていませんか。顧客の岡田さんが欲しがっているが、社債を購入できるのはパンフレットが届いた方だけです。A15さん名義で25口500万円分申し込んで欲しい。費用は全額こちらが負担する。」などと述べ、次いで友愛ホームの担当者を名乗り「A15さん以外の名義で振り込まれ、不正を疑われて口座凍結された。」などと述べた上、上記アキモトを名乗り、「岡田さんが外国に行っている。立て替えて欲しい。」とか、同アキモトまたは友愛ホームの担当者を名乗り、「もう一度送り直せ」「名義変更に必要な金」である等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。</p>	被告 B11  G  被告 B9	平成25年9月27日	¥5,000,000	¥20,000,000	¥3,000,000	¥4,600,000	¥27,600,000
				平成25年10月4日	¥3,000,000				
				平成25年10月11日	¥4,000,000				
				平成25年10月15日	¥3,000,000				
				平成25年10月29日	¥5,000,000				

番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
1 - 13	原告 A16	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「友愛ホームの社債を買いたい法人では買えないので、買ってほしい。」「困りました。うちも不明金があると信用がなくなり、会社が潰れてしまう。損害賠償を請求する裁判を起こさなくてはならない。」「では不明金を差し替えるので現金を用意してくれ。差し替えの手続きが済んだら不明金と併せてお返しします。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11 G 被告 B9	平成25年11月22日	¥4,000,000	¥10,600,000	¥3,000,000	¥2,720,000	¥16,320,000
				平成25年11月25日	¥2,600,000				
				平成25年11月27日	¥2,000,000				
				平成25年11月28日	¥2,000,000				
1 - 14	原告 A17	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「友愛ホームの社債は個人向けで買うことができないので、名義を貸して欲しい」「名義貸しは違法で、友愛ホームは上場できなくなるし、あなたも処罰されるかもしれない」「解消するには多額の現金が必要」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11 G 被告 B9	平成25年10月9日	¥5,000,000	¥16,000,000	¥3,000,000	¥3,800,000	¥22,800,000
				平成25年11月2日	¥5,000,000				
				平成25年12月19日	¥3,000,000				
				平成25年12月25日	¥3,000,000				



番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
1 - 15	原告 A18	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて、成寿園の債権に関し「銀行から振り込まれたお金は銀行にいったん戻します。ですから、A18さんのほうで6月6日午前中必着で債権のお金1000万円をゆうパックで送ってください。そうすれば穩便に済ませます」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11 G 被告 B9	平成26年6月6日	¥7,000,000	¥7,000,000	¥3,000,000	¥2,000,000	¥12,000,000
1 - 16	原告 A19	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「A19さんも関わっている名義貸しの件で調べていて、500万円の罰金か懲役の可能性が有ります。」「名義貸しにならないようにするためにはあなたから1240万円を入れてもらう必要があります。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11 G 被告 B9	平成25年9月30日	¥12,400,000	¥13,400,000	¥3,000,000	¥3,280,000	¥19,680,000
				平成25年10月8日	¥1,000,000				

番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
1-17	原告 A20	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「友愛ホームの社債券を買えば、井六園の証券の購買計上がされるので、売却できる。社債券の購入資金はこちらで用意する」「第三者からの振込みは名義貸しによる不正入金となり、口座を凍結された。凍結されたままだと社債全体にかかわり数千万円の損害賠償を請求する話になる可能性がある」「凍結された資金と同額を送金してくれれば、凍結を解除して社債券を発行できる」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11 G 被告 B9	平成25年9月19日	¥1,000,000	¥14,000,000	¥3,000,000	¥3,400,000	¥20,400,000
				平成25年9月25日	¥1,000,000				
				平成25年9月27日	¥1,000,000				
				平成25年10月3日	¥3,000,000				
				平成25年10月15日	¥6,000,000				
				平成25年10月29日	¥2,000,000				
1-18	原告 A21	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「あなたが他人にお客様番号を教えたせいで会社の口座が凍結された。あなたが当社の債券を購入したことにすれば口座も回復するし、あなたの登録も削除します。お金も登録解除の際に返します。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11 G 被告 B9	平成25年10月2日	¥400,000	¥2,000,000	¥3,000,000	¥1,000,000	¥6,000,000
				平成25年10月15日	¥1,600,000				



番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
1 - 19	原告 A22	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて、成寿園の社債に関し「三菱フィナンシャルグループにあなただの名義を貸していませんか。あなたに損害賠償を請求しなければいけません。」「1500万円を実際に送ってほしい」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G 被告 B9	平成26年6月19日	¥1,000,000	¥1,000,000	¥3,000,000	¥800,000	¥4,800,000
3 - 20	原告 A23	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「アシダへ電話して株をゆずってもらえるか聞いてほしい」「代わりに買ってくれませんか」「それを良い値段で買いますよ」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G 被告 B9	平成25年7月30日	¥3,200,000	¥48,200,000	¥3,000,000	¥10,240,000	¥61,440,000
				平成25年8月1日	¥7,000,000				
				平成25年8月2日	¥5,000,000				
				平成25年8月5日	¥8,000,000				
				平成25年8月8日	¥10,000,000				
				平成25年8月9日	¥15,000,000				

番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
1 - 21	原告 A24	<p>右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて、「友愛ホームの株式を1株20万円で60株買って欲しい」「友愛ホームはアスカクリエイトに社名が変わったが上記60株のことが裁判所にばれたので左記原告らは罪になり、これが家族に知られば家族に迷惑がかかる」「1600万円を出してもいづれ返ってくること」「弁護士費用として70万円がかかる」「娘が交通事故に遭ってしまってお金を返しに行けないのでお金を貸してほしい」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。</p>	被告 B11  G 被告 B9	平成26年1月8日	¥5,000,000	¥16,900,000	¥3,000,000	¥3,980,000	¥23,880,000
				平成26年1月16日	¥6,000,000				
				平成26年3月7日	¥2,000,000				
				平成26年3月13日	¥1,000,000				
				平成26年3月18日	¥1,000,000				
				平成26年3月19日	¥1,000,000				
				平成26年4月14日	¥500,000				
				平成26年4月15日	¥200,000				
				平成26年4月25日	¥200,000				



番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
2 - 1	原告 A25	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「ジャパンメディカル株式会社の公共事業債を購入する権利に当選しました。公共事業債は、持っているだけで利子がつきます。1口10万円のを15口分購入しませんか。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G 被告 B10	平成26年4月18日	¥1,500,000	¥1,500,000	¥3,000,000	¥900,000	¥5,400,000
2 - 2	原告 A26	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「IPSテクノ株式会社の社債券を購入して欲しい。買ってもらったその社債券を、後で高く買い取ります。」「1口が3株になるのであれば、ぜひ特別枠を申し込んで欲しい。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G 被告 B10	平成25年5月31日	¥200,000	¥2,200,000	¥3,000,000	¥1,040,000	¥6,240,000
				平成25年6月3日	¥2,000,000				

番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額						
2 - 3	原告 A45	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「ジャパンメディカルの債券を購入できる権利が当たった。同社の債券を購入してくれば高い金額で買い取る」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11	平成26年4月10日	¥1,000,000	¥3,500,000	¥3,000,000	¥1,300,000	¥7,800,000						
				平成26年4月14日	¥2,500,000										
			被告 G 被告 B10												



番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
3 - 1	原告 A27	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「老人ホームを設立するのに債権を集めています」「A27さんにも権利がある」「権利を譲っていただけませんか」等述べた後、「名義貸しは犯罪」「300万円送れば名義貸しをなかったことにし、300万円も返金する」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成26年6月12日	¥3,000,000	¥3,000,000	¥3,000,000	¥1,200,000	¥7,200,000
3 - 2	原告 A28	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「永進の株式を購入すれば、持っている未公開株式を買い取る」、「送金者が異なっているので、あなた自身からの送金が必要である」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成25年8月19日	¥3,000,000	¥15,000,000	¥3,000,000	¥3,600,000	¥21,600,000
				平成25年8月20日	¥6,000,000				
				平成25年8月23日	¥4,000,000				
				平成25年8月26日	¥2,000,000				

番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
3 - 3	原告 A29	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「詐欺の被害に遭われた方を救済する給付金制度ができました。請求されますか」「財産がないことが申請の要件です。あとで財産があることがわかると罰せられます。財産として保険金があるのなら、解約して、返戻金を郵送してもらえれば、財産がないことにして申請書を書き換え、証書にその金額を上乗せして作成します」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成26年6月6日	¥4,585,852	¥4,585,852	¥3,000,000	¥1,517,170	¥9,103,022
3 - 4	原告 A30	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、日本銀行のムラタを名乗り、電話にて「あなたが行った国民保護対策支援金の申請に違反があった。あなたと旦那さんの資産を凍結することになります。凍結を防ぐためには、口座にある預金を全額払い戻して、送ってください。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成26年3月26日	¥3,000,000	¥4,099,128	¥3,000,000	¥1,419,826	¥8,518,954
				平成26年3月27日	¥1,099,128				



番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
3 - 5	原告 A31	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「永進という会社の株を買えば関西フロントという会社が高く買い取ってくれる」等述べた後、「名義貸しの違反行為を知られた」「解決するには1000万円が必要」「その後お金は戻ってくる」「370万円を用意するので630万円を送って欲しい」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成25年8月23日	¥6,300,000	¥6,300,000	¥3,000,000	¥1,860,000	¥11,160,000
3 - 6	原告 A32	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「当社はロト6の当選番号の情報を事前に買い付けて特別な会員に情報を提供する会社です。ロト6の2等の当選番号を提供することができます。特別会員になりませんか。」「とりあえず用意できるだけのお金を支払ってくれ。」「他の特別会員に迷惑がかかる。」「肩代わりした50万円を返せ。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成25年6月7日	¥750,000	¥2,750,000	¥3,000,000	¥1,150,000	¥6,900,000
				平成25年6月17日	¥1,000,000				
				平成25年6月19日	¥500,000				
				平成25年6月26日	¥500,000				

番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
3 - 7	原告 A33	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「株式会社永進という会社の株式の購入を、A33さんの名義で、申し込んでくれないか。代金は当方で払うので大丈夫。」「不正入金だ。裁判にする」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成25年6月14日	¥1,000,000	¥1,000,000	¥3,000,000	¥800,000	¥4,800,000
3 - 8	原告 A34	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「詐欺にあった人を対象に支援回復する国の機関の者です。」「お金を返してもらう手続きをしませんか。」「(詐欺で取られた)260万円を送ることに決定したのですが、あなたの振込口座にお金が多く預金されているので、契約の条項に違反している。」「東京にいる塚本保彦という公認会計士に口座からおろしたお金を送れば、違反している契約に引っかからないようにできる。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成25年7月23日	¥4,458,739	¥44,957,652	¥3,000,000	¥9,591,530	¥57,549,182
				平成25年7月31日	¥3,958,903				
				平成25年8月7日	¥5,840,665				
				平成25年8月9日	¥15,372,007				
				平成25年8月20日	¥6,723,089				
				平成25年8月21日	¥6,112,904				
				平成25年8月23日	¥2,491,345				



番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
3-9	原告 A35	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「国民経済保険機構が詐欺被害者の救済をしている」「公認会計士が貴殿名義の口座を調べたところ、口座残高等の資産が100万円を超えているので、口座の残高を全て出金して公認会計士に手続をしてもらう必要がある」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成25年10月24日	¥3,095,446	¥10,091,359	¥3,000,000	¥2,618,272	¥15,709,631
				平成25年10月26日	¥1,800,000				
				平成25年11月6日	¥4,241,844				
				平成25年11月8日	¥954,069				
3-10	原告 A36	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「株式などを買ってほしい」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成26年4月10日	¥3,100,000	¥3,100,000	¥3,000,000	¥1,220,000	¥7,320,000
3-11	原告 A37	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「株式会社永進という福祉関係の会社を買収したい。A37さんの名義で永進の社債を買ってほしい。お金は当方が振り込むのでA37さんは払う必要がない。」「受付ができなかった。入金記録を消去することになるので、いったんお金を送ってほしい。別途処理してA37さんに返却する。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成25年7月25日	¥2,000,000	¥14,000,000	¥3,000,000	¥3,400,000	¥20,400,000
				平成25年7月30日	¥2,000,000				
				平成25年8月1日	¥2,000,000				
				平成25年8月5日	¥2,000,000				
				平成25年8月8日	¥2,000,000				
				平成25年8月14日	¥2,000,000				
				平成25年8月19日	¥2,000,000				

番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
3-12	原告 A38	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「当社の税金対策上、株式会社永進の社債を買って欲しい。お金は当社から永進に直接振り込むので、A38さんの名前で申込だけしてほしい。」「いったん申し込みをしたA38さん自身で200万円を振り込みなおしてもらい、後日、200万円は不受理金として返還する。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成25年6月27日	¥2,000,000	¥12,000,000	¥3,000,000	¥3,000,000	¥18,000,000
				平成25年7月1日	¥2,000,000				
				平成25年7月2日	¥2,000,000				
				平成25年7月4日	¥2,000,000				
				平成25年7月8日	¥2,000,000				
				平成25年7月10日	¥1,000,000				
				平成25年7月12日	¥1,000,000				
3-13	原告 A39	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「現在100名以上の会員がおり、その中から抽選で8名を選出し、その者に対してロト6の当選番号を教える。」「契約料は252万円である。」、さらに、「情報を漏らしただろ。」「訴訟を起こす。」「違約金は100万円。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定口座に振り込み送金及び指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成25年9月24日	¥1,050	¥1,451,050	¥3,000,000	¥890,210	¥5,341,260
				平成25年9月27日	¥10,000				
				平成25年10月1日	¥30,000				
				平成25年10月7日	¥50,000				
				平成25年10月8日	¥30,000				
				平成25年10月17日	¥100,000				
				平成25年10月17日	¥30,000				
				平成25年10月22日	¥100,000				
				平成25年10月22日	¥100,000				
				平成25年10月24日	¥1,000,000				



番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
3 - 14	原告 A40	右記行為者欄記載の被告は、氏名不詳者と共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、同人が以前に詐欺被害にあっていたところ、電話にて、「被害給付を受けることができる」、「犯罪被害者支援機構から支援を受けるためには同人の貯金から払戻しを受けた上、現金を送ってもらう必要がある」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告及び上記氏名不詳者の指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成25年6月19日	¥8,900,000	¥11,821,884	¥3,000,000	¥2,964,377	¥17,786,261
				平成25年6月26日	¥2,921,884				
3 - 15	原告 A41	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「以前、被害に遭われた方に地域経済支援基金というものを紹介しています。よろしければ申請をしてみませんか」「口座に90万3千円以上の残高があると、給付金を受け取ることができない」「公認会計士の先生なら何とか出来るので、一旦、預金をすべて引出して公認会計士に郵送して下さい」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成26年3月18日	¥840,000	¥840,000	¥3,000,000	¥768,000	¥4,608,000

番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
3-16	原告 A42	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「経済回復支援基金の給付金は口座に残高があると受け取れない。口座を解約して引き出した現金を送ってください」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成25年11月27日	¥7,550,801	¥82,735,678	¥3,000,000	¥17,147,136	¥102,882,814
				平成25年11月29日	¥11,762,634				
				平成25年12月9日	¥30,645,653				
				平成25年12月11日	¥8,524,630				
				平成25年12月12日	¥21,000,000				
				平成25年12月13日	¥3,251,960				
3-17	原告 A43	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「ロト6の当選番号を教えてください。」「当社が運営する特別メンバーに欠員ができたので、メンバーとして推薦ができます。」「メンバーとして登録しませんか。」「最初の登録料として20万円がいらいます。指定する住所に、郵便局から20万円を送って下さい。」「当選番号の情報を教えるので、300万円を送って下さい。」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成25年7月19日	¥200,000	¥3,200,000	¥3,000,000	¥1,240,000	¥7,440,000
				平成25年7月30日	¥2,000,000				
				平成25年8月6日	¥1,000,000				



番号	原告	不法行為	行為者	送金日	送金額	送金額小計 (A)	慰謝料額 (B)	弁護士費用 相当額 (A+Bの20%)	請求金額
3 - 18	原告 H	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「株式会社永進の社債を株式会社クラフトが購入するので名義を貸してほしい」、「送金者が異なるので申請が通らない。あなたから送金してほしい」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成25年6月27日	¥2,000,000	¥5,600,000	¥3,000,000	¥1,720,000	¥10,320,000
				平成25年7月3日	¥2,000,000				
				平成25年7月8日	¥1,600,000				
3 - 19	原告 A44	右記行為者欄記載の被告らは、共謀の上、右記送金日の直前ころ、左記原告に対し、電話にて「1000万円が入金されたので証券を送る」、「金融庁から調査が入る前にキャンセルの形をとるために送金してほしい」等の虚偽の事実を申し向け、同原告をしてその旨誤信させ、右記の各現金を同被告らの指定場所に郵送させて、これを詐取した。	被告 B11  G	平成26年2月3日	¥5,000,000	¥5,000,000	¥3,000,000	¥1,600,000	¥9,600,000